
総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。

① 普通預金

② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金、据置定期預金、ステップ・アップ定期預金および年齢優遇定期預金（以下これらを「定期預金」という。）

③ 前記②の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 前記(1)の①②の取引については、この規定の定めによるほか、当社の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上、2回目以降は100円以上（ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除く。）、自由金利型定期預金、据置定期預金、ステップ・アップ定期預金および年齢優遇定期預金の預入れは当社所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のほか当社が認めた本支店で取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、この通帳とともに提出してください。

(2) 前記(1)の払戻しの手順に加え、当該預金の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続をしてください。

(4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当社所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当社はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額(以下「極度額」という。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(千円未満は切捨てる。)または500万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。)は、貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記8(1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引の定期預金には、後記(2)の順序に従い、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金が数口ある場合には、後記8(1)①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前記6(2)により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の金額を除外することとし、前記(1)・(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。
② 前記①の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当社所定の日、1年を365日として日割計算のうち普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

E 据置定期預金を貸越金の担保とする場合

その据置定期預金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率

F ステップ・アップ定期預金を貸越金の担保とする場合

そのステップ。アップ定期預金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率

G 年齢優遇定期預金を貸越金の担保とする場合

その年齢優遇定期預金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率

② 前記①の組入れにより極度額をこえる場合には、当社からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、前記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当社が定めた日からとします。

(3) 当社に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14% (年 365 日の日割計算) とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前記(1)の印章、氏名、住所、在留期限その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失が在る場合を除き、当社は責任を負いません。

(3) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(5) 通帳の再発行にあたっては、当社が定める通帳再発行手数料をご負担いただきます。

10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(2)と同様に届出てください。

(4) 前記(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。

(5) 前記(4)の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (または署名・暗証) を届出の印鑑 (または署名鑑・暗証) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があ

ってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12. (盗難通帳による払戻し等)

(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当社に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
- ② 当社の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記(1)(2)の規定は、第1項にかかる当社への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
 - C 預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当社が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)に基づく補てん請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当社が前記(2)の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当社が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当社は当該補てんを行った金

額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとし、

13. (即時支払)

(1) 次の①から④の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当社からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 前記 8(1)②により極度額をこえたまま 6 か月を経過したとき
- ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当社において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当社からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ① 当社に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

14. (取引の制限等)

(1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当社に届出している在留期限を経過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

15. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。

(2) 前記 13 の事由があるときは、当社はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとし、

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとし、

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとし、

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口

-
- 座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が後記 17(1)に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項および前記 14(1)で定める当社からの求めによる各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥ 前記 14(1)から(3)に定める取引等の制限に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合
- (4) 前記(2)、(3)のほか、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当社はいつでも取引を停止し、または通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、何人に対してするかを問わず、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他人の信用を毀損し、または他人の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (5) この預金が、当社が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前記(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- 16. (差引計算等)**
- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当社は次のとおり取扱うことができるものとします。
- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺でき
-

るものとし、また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとし、

② 前記①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

③ 前記①により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、本店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(2) 前記(1)によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

17. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当社がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

18. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、前記 15(4)①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、前記 15(4)①、②AからFまたは③AからEの一にでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとし、

19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が前記 7(1)により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとし、

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当社に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充當することとします。

② 前記①の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。

③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとし、

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとし、

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとし、また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとし、

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を

適用するものとします。

- (5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. (未利用口座管理手数料)

- (1)当社が別途定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない口座（以下「未利用口座」といいます。）については、当社の定める未利用口座管理手数料をこの未利用口座から払戻請求書によらず当社所定の方法により徴収できるものとします。（ただし、2021年4月1日以降に開設された口座に限ります。）
- (2)残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった未利用口座については、当該残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなく、当社所定の方法により解約することができるものとします。
- (3)当社は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

21. (当社が契約している指定紛争解決機関)

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109^{インターネット}または03-5252-3772

22. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上